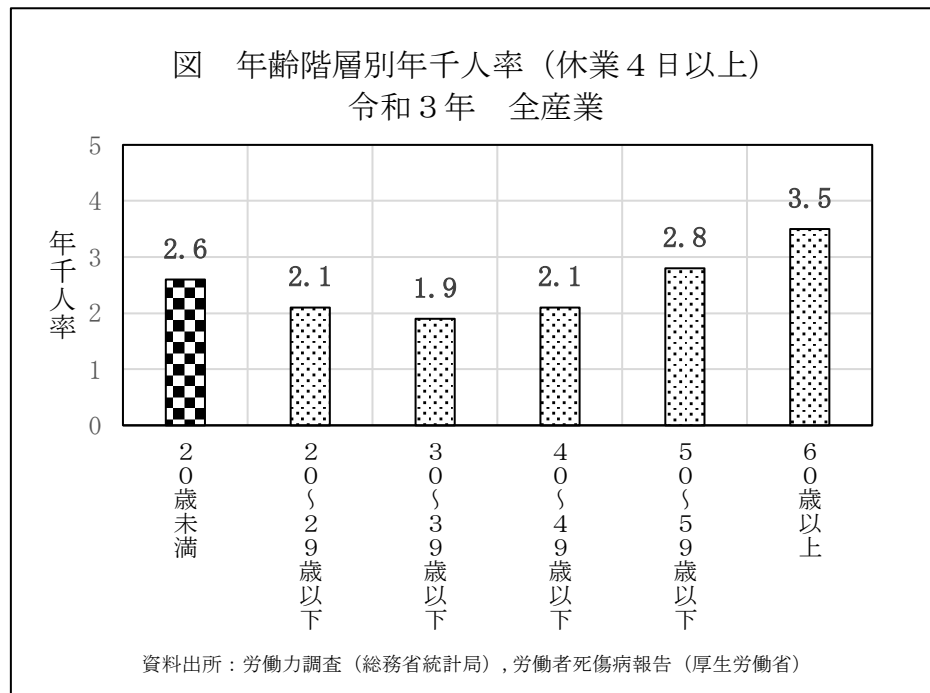


1	日 時	第1回 令和5年4月3日(月) 午後の部(13時00分～17時00分) 第2回 令和5年4月5日(水) 午後の部(13時00分～17時00分) 第3回 令和5年4月7日(金) 午後の部(13時00分～17時00分)
2	場 所	大正産業会館 大阪市大正区泉尾1-27-16 電話 6552-6661 JR環状線及び地下鉄「大正」駅から南へ徒歩10分 市バス「三軒家東4丁目」停留所からすぐ(駐車場はありません)
3	内 容	(1) あいさつ (2) 産業安全基礎教育 (3) 労働衛生基礎教育 (4) 危険予知訓練(KYT) 実習
4	受 講 料	会員事業場 1名¥5,900、非会員事業場 1名¥6,900 (いずれもテキスト代を含む。)
5	定 員	30名(各回とも)
6	締 切 り	令和5年3月27日(月) (各回とも定員になり次第申込受付を締切ります。)
7	申込方法	「申込書」に必要事項をご記入のうえ、西工業会へメール(info@nis.or.jp)またはFAX(06-6582-2645)で送付してください。 後日、大阪西労働基準協会より受講票を送付致します。
8	受講料納入	受講料の納入は申込締切日までに、銀行振込でお願い致します。 ・振込先(阿波銀行/西大阪支店:普通預金 0251057 口座名:一般社団法人 西工業会) ・振込手数料は申込者の負担となります。 ・振込書の控えを領収書に代えさせていただきます。 ※) 締め切り日以降の取り消し及び欠席者の払い込み受講料は、原則として返金できませんので、他の適任者と交替のうえ受講されることをお勧めします。
9	そ の 他	講習修了後、事業場あてに「新入社員安全衛生教育修了証」を交付いたします。

新入社員安全衛生教育を受講させましょう

新入社員などの若年層の労働者は、業務に関する知識や経験が十分でないために労働災害の発生率が下図のとおり高くなっています。



このため、労働安全衛生法の第59条では、事業の業種や規模を問わず全ての事業者は労働者を雇い入れたときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行わなければならないと定められています。新しい環境の中で、快適な職場生活をおくるためには、その基本となるのが、働く現場での日々の安全衛生です。生活の基盤となる職場で、ケガをしたり、病気になるようなことがあってはなりません。

そこで、当協会では、新入社員を対象に専門家による安全衛生教育を実施いたしますので、大切な人材を育成するための教育の一つとして、是非この機会に新入社員安全教育を受講させてください。

1. 教育内容

- (1) 安全につながる仕事の基本（挨拶をしよう、きちんとした仕事、報告・連絡・相談）
- (2) 職場の安全衛生管理（労働災害とは、労働災害の原因、職場の安全衛生活動）
- (3) 安全な仕事の基本（会社の規則と職場のルール、安全衛生保護具、整理整頓、服装）
- (4) 安全な仕事の進め方（機械・電気を使う、パソコンを使う、運搬する、転落転倒防止）
- (5) 安全で快適な環境のためには（局所排気装置・全体換気装置を使う・エアコンの利用）
- (6) 日常生活でも気を付けよう（交通安全、地震等の緊急時対応、労災発生時の応急措置）
- (7) 健康に過ごす（心の健康、ストレスを知る、健康的な食生活、いい睡眠、感染症）
- (8) 危険予知訓練（KYT）実習

2. 講師

- (1) 安全衛生専門講座技能講習等講師
山下重行氏
特別教育（研削といし取替え・粉じん作業等）インストラクター
- (2) 株式会社 中山製鋼所
総務人事部 安全防災管理室 室長
吉尾和也氏

以上